公

建設業者の許可の取消し

第二千四百八号

一月二十二日 (月曜日)

兀

五

平成十:

右 右 右 道路の位置の指定.... 土地改良区の役員の就任及び退任 右 右 建設業者の許可の取消し..... 出 目 公 先 機 関 告 次 (整備事務所) (整十 備和 同事田 (整備事務所) 務 水地 同 務県所土 : : : : : : \equiv \equiv

商号又は名称 張間建築

Ξ 氏名 張間 鎭八郎

主たる営業所の所在地 青森市千富町一丁目三の四〇

許可番号 青森県知事許可 般 第一七五五二号

取消年月日 平成十六年十月二十七日

取消しに係る建設業の許可

鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、 土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、 塗装、防水、内装仕上、熱絶 タイル・れんが・ブロック、

建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年四月二十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青豊サッシ工業

氏名 津田

商号又は名称

_

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市西滝一丁目三の一

許可番号 青森県知事許可 (般 四 第一〇〇一二六号

兀

五

取消年月日 平成十六年十一月一日

取消しに係る建設業の許可

六

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

青森県知事 Ξ 村 申

吾

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年十一月二十二日

兀

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成十六年十一月二十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

坂本建設工業株式会社

代表者の氏名 坂本 憲昭

商号又は名称

 \equiv 主たる営業所の所在地 八戸市小中野二丁目四の一二

許可番号 青森県知事許可 (般 一五) 第一二六二号

取消年月日 平成十六年十月二十七日

取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

六 五

取消しの原因となった事実

県

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

青

森

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社モリ興産

代表者の氏名 鈴木 巧

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市南類家二丁目二五の七

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一六) 第三〇〇〇九三号

取消年月日 平成十六年十一月八日

五

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、 平成十六年十月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社大同建設

代表者の氏名 新山 明彦

Ξ _ 主たる営業所の所在地 上北郡上北町大字大浦字井尻三

許可番号 青森県知事許可 (般 一三) 第一五六四〇号

兀

取消年月日 平成十六年十月二十五日

六 五 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、 平成十六年十月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社ニイヤマ

= 代表者の氏名 新山 邦弘

Ξ 主たる営業所の所在地 上北郡上北町大字大浦字外久根

六 五 四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一三五一七号

取消年月日 平成十六年十一月二日

取消しに係る建設業の許可

とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の 規定に該当する。 平成十六年八月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散した

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年十一月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社坂本建設

Ξ 代表者の氏名 坂本 重義

許可番号 主たる営業所の所在地
上北郡上北町大字大浦字立野九 青森県知事許可 (般 一三) 第八七七七号

兀

取消年月日 平成十六年十一月二日

六 五

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年九月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

出 先 機 闃

土地改良区の役員の就任及び退任

七項の規定により公告する。 止堰土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、杭 次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十

平成十六年十一月二十二日

中南地方農林水産事務所長

喜 多

Щ

秀

美

"	監	区役 員 別の
	事	別の
本田	神	氏
寿光	武雄	名
"	一津軽郡岩木町	住
"	津軽郡岩木町大字鼻和字岩井一〇四の	所
六・八三就任	平成・一退任	の 年 月 日 就任及び退任

十和田県土整備事務所告示第十号

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部建築住宅課、 十和田県土整備事務所及び

平成十六年十一月二十二日

十和田県土整備事務所長 清 藤

栄

宗平 一成 ・	メートル	六・00メート:	五八・二〇メートル	五八	一三〇四	の三 一沢 三市
年指 月 日定	員	幅	長		置	位

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行